

受講料の免除について（第18期 京都教師塾）

経済的困難や不安を抱えている学生（入塾日現在で、大学等に在学中の方）を対象に京都教師塾の受講料の免除を行います。

受講料免除の申請には、必要書類を入塾願書に添付する必要があります。詳しくは、下記内容をご確認ください。

1 免除となるもの

京都教師塾の受講料12,000円のうち、10,000円

※2,000円（保険料実費相当額）は自費となります。

2 免除が受けられる方

入塾日[令和5年10月14日]現在で、以下（1）～（4）のいずれかの要件に該当する学生の方

- （1）大学等で授業料減免措置を受けている方
- （2）日本学生支援機構の奨学金制度を利用している方
- （3）大学等独自の奨学金制度を利用している方
- （4）その他国・各自治体や民間が設置する奨学金制度や就学支援制度を利用している方

3 申請方法

入塾願書の裏面に記載の「受講料の免除について」の欄に必要な事項を記入のうえ、要件に該当する必要書類を、入塾願書に添付して提出してください。

番号	要件	必要書類
1	大学等で授業料減免措置を受けている。	授業料減免の認定・採用結果通知書の写しなど 減免を受けていることが証明できるもの
2	日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。	奨学生証の写し
3	大学等独自の奨学金制度を利用している。	各種奨学金や給付金の認定・採用結果通知や振込口座の預貯金通帳の写しなど制度を利用していることが証明できるもの
4	その他国・各自治体や民間が設置する奨学金制度や就学支援制度を利用している。	

4 受講料の免除の決定について

提出書類を確認し、免除の要件に該当するかを審査したうえで、入塾の決定通知でお知らせします。